

介護保険の理念

介護保険の保険給付とは(介護保険法の理念)

介護保険法第2条

第2項 保険給付は要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

居宅介護支援事業所は、適切なアセスメントのうえで、利用者の心身の状況等を把握し、真に必要なサービスを中立公正な立場から居宅サービス計画に位置付け、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止を図ることが必要である。

第3項 保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

高齢者は社会的に弱い立場にあるとともに、サービスの受け手という意識から十分な意思表示ができないことがあることから、サービスや支援の提供の際には、例えそれが善意によるものであったとしても、常に十分に利用者の意思を確認し、利用者の立場に立った対応を行う必要があり、提供者側が一方的に行う内容では、利用者の自発的な意思によるものとは言えない。

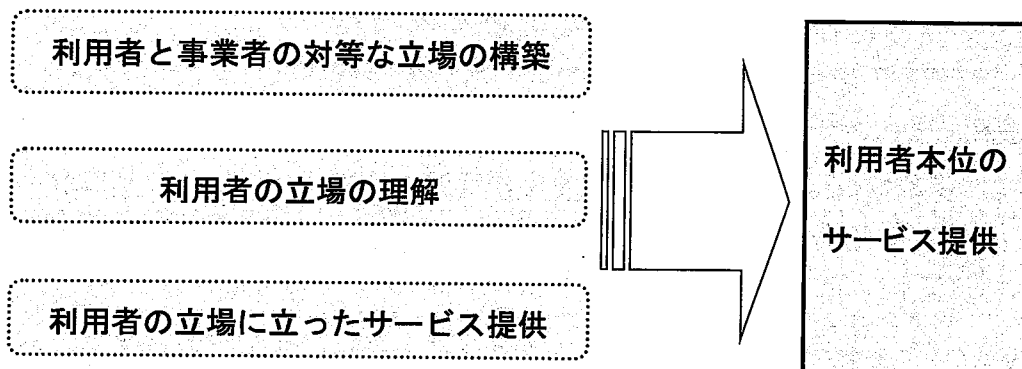
居宅サービスは在宅における総合的な介護サービスの提供が基本となっており、居宅介護支援事業所を中心として各サービス事業所との連携のほか、市町村やボランティアなど地域資源の活用や連携が必要である。

第4項 保険給付の内容及び水準は、被保険者が、要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

サービス提供の内容及び水準は、利用者の居宅での自立した生活が保障されるものである必要があり、居宅介護支援事業所は、当該利用者にとって真に必要なサービスとは何かをモニタリングによって常に把握し、居宅サービス計画の変更等について検討を行わなければならない。

サービス担当者会議は、実際にサービスを提供している各居宅サービス事業者が、課題や問題点などを出し合い、適正な居宅サービスの位置づけや個々の介護サービス計画の立案に資するものでなければならない。

利用者本位のサービス提供



利用者と事業者の対等な立場の構築

(利用者の自由な選択ができる環境づくりを事業者が行うこと)

■ 利用者の立場を踏まえた事業者による意識的な利用者へのアプローチ (利用者への積極的な情報開示・分かり易い丁寧な説明)

事業者は、利用者への情報開示や情報提供にあたっては、決して事務的にならず、弱者の視点に立って、利用者に積極的にアプローチを行うとともに、利用者から積極的に希望や質問を言えるような雰囲気づくりを行うなど、事業者と利用者が対等な立場となることを意識する必要がある。

また、障がい特性など利用者の心身の状況に合わせた説明の仕方の工夫などを事業者が積極的に行う必要がある。

■ 重要事項説明の重要性

「重要事項説明書」は利用者にとってどのようなサービスを受けられるのか又はサービスを受けるにあたっての留意事項は何かを知り、事業所を選択する判断材料であることから、懇切丁寧な説明を行う必要がある。

重要事項説明の不備は、サービスに関する利用者とのトラブルや利用者の不利益となることがあるので、十分留意する必要がある。

【過去の主な指導事項】

- 「重要事項説明書」の説明、交付のいずれかの手続きが行われていない。
- 「重要事項説明書」に事故発生時の対応、苦情相談の窓口、苦情処理体制及び手順等必要な事項が記載されていない。
- 「重要事項説明書」と「契約書」が一体となっており、分離されていない。
- 「重要事項説明書」の内容と「運営規定」の内容で、営業日時や通常の事業の実施地域などの項目に相違がある。／など

利用者の立場の理解

(高齢者特有の心理状況や社会的・歴史的背景などを事業者が理解すること)

① 高齢者特有の心理状況への理解

- ・ 老化を受入れにくい心理状況
- ・ 長い老後生活や社会的孤立などに対する不安
- ・ サービスの受け手として十分な意思表示ができないという心理状況

② 高齢者の身近な人権について

■ 同和問題について

同和問題とは、かつての身分制度廃止後においても、特定の地域の出身・在住であることのみを理由に現在でも嫌われたり避けられたりするという人権問題です。同和問題を解決するためには、私たち一人ひとりが生まれた場所、住んでいる場所を理由に差別を許さないという考えを自らの行動に結びつける必要があります。

■ 外国人の人権について

大阪府で暮らしている外国人の 6 割は韓国籍・朝鮮籍の人であり、その方々の多くは歴史的経緯により第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫です。外国人であることを理由に、就職拒否や、入店拒否など不当な扱いをうけるケースがあります。互いの文化的違いを認め、共に生きていく社会を築く必要があります。

■ 障がい者の人権について

障がいのある人に対する正しい理解と認識の不足から、就労における差別や入居拒否などの問題や、社会福祉施設設置に際し地域住民との摩擦が発生するなどの問題があります。身近なところで障がいのあるひともない人も当たり前にも暮らすことのできるよう、行動や人間関係を妨げるバリアをなくすことは必要です。

■ 高齢者の人権について

誰しも年齢を重ねると体力等の低下がみられるものですが、年齢だけを理由に高齢者から様々な社会活動の参加の機会を奪うことは、人としての自由・平等を奪うことになります。高齢者がそれぞれの豊かな経験を生かして、生きがいを持って、参加できる社会としていく必要があります。

■ 個人情報保護について

個人情報は日常生活や事業活動を行ううえで、その利用が不可欠ですが、一方プライバシーなどの個人の権利や利益を侵害するおそれがあります。大阪府では個人情報の保護を図り個人情報を安全かつ適正に取り扱う為のルールとして、「個人情報保護条例」を制定しています。

(ゆまにてなにわ vol.28 より)

利用者の立場に立ったサービス提供

(一人ひとりに着目したサービス提供を行うこと)

生活への満足感や生活の充実度は、一人ひとりの利用者が生活してきた生活様式や生活習慣、考え方、価値観、生活信条、家族の状態、これまで生きてきた時代の背景などによって人それぞれ異なり、特に高齢者は65年以上の人生の重みがある。

このため、サービス提供にあたっては、身の回りの介護だけでなく、広い範囲での主体的な生活活動を支援するといった観点に立ち、画一化して対応するのではなく、一人ひとりに着目して考えるという視点が極めて大切である。

そのためには、利用者の人権の尊厳とプライバシーの保護を基本に据えることが不可欠であり、事業者は継続的な取り組みを行う必要がある。

【利用者の立場に立ったサービス提供の視点】

- 日常生活の支援においては、如何なる場合においても、強制的な言動、暴言、体罰、差別的な言動をしていないか。
- 介護や運営の効率化を重視するあまり、日常生活に不必要な規制や行動制限を強いていないか。
- 記憶障がいや認知力、判断力の低下など、認知症に関する症状があることをもって、直ちに主体性や自己決定する能力がないと判断していないか。
- 視覚障がい者や聴覚障がい者、言語障がいのある人、外国人など、文字や話し言葉によるコミュニケーションに困難がある人に対して、点字や手話、身振り手振り、カード、絵文字等の手段を柔軟に駆使して意思疎通の円滑化に努めているか。
- サービス提供にあたっては、ADLや介護の必要度など現在の状態からだけで利用者を理解するのではなく、高齢者一人ひとりの生きてこられた時代背景についての知識を積み重ね、豊かな想像力をもって利用者の永い人生に思いを馳せ、その延長線上で現在の状況を理解しているか。
- 人格を尊重し、年長者に対する礼を尽くし、不快な言葉や子ども扱いした言葉を使わず、暖かで親しみやすい雰囲気を持った会話を心がけているか。
- 常に、利用者の意向や希望を確認し、反映させるよう努めているか。
- 介護者は仕事を通じて知り得た情報について守秘義務があり、普段の会話にも話題にしないよう気を付けているか。

指定居宅サービス事業者等の指定・指導体制

大阪府内の事業所指定・指導の権限について

大阪府では、平成 23 年度から府内市町村への特例市並みの権限移譲を進め、また、改正介護保険法の施行に伴い、指定都市と中核市に以下の権限を移譲しております。

これにより、従来、大阪府知事の権限に属する事務のうち、
○介護保険法に基づく居宅サービス等事業者の指定・指導等の事務
○老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の開始届の受理等に関する事務
については、移譲市町村（広域連合含む）がそれぞれの権限を有しています。

平成 30 年 4 月現在、大阪府が権限を有する地域は、守口市、門真市、四條畷市、摂津市、大東市、交野市、藤井寺市、羽曳野市、島本町の 8 市 1 町です。

上記 8 市 1 町以外の市町村に所在する事業所の指定・指導業務は、指定都市及び中核市は各市の条例に基づき、その他は大阪府条例に基づいて各市町村（広域連合含む）にて行います。

介護保険法改正による指定・指導権限の移譲について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）の施行により、介護保険法の一部が改正されました。これにより、

○介護予防訪問介護・介護予防通所介護事業については、平成 30 年 3 月 31 日をもちまして、介護予防・日常生活支援総合事業への移行により終了します。（新しい総合事業）

○指定居宅介護支援事業者については、指定・指導権限が市町村へ移譲。

【平成 30 年 4 月 1 日施行】

となります。

大阪府が指定・指導権限を有している下記の市町村の指定居宅介護支援事業所については、権限が移譲します。詳細は各指定指導権者へご確認ください。

指定居宅介護支援事業における指定・指導権限が大阪府から移譲される市町村

・守口市・門真市・四條畷市、摂津市、大東市、交野市、藤井寺市、羽曳野市、島本町

【指定・指導担当課ホームページ（H 30.4/1 現在）】

●大阪府 福祉部 高齢介護室 介護事業者課

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/kaigo/index.html>

●大阪市 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）

<http://www.city.osaka.lg.jp/sangyo/category/3042-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

●堺市 健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課

<http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/jigyo/jigyosha/index.html>

●東大阪市 福祉部 指導監査室 居宅事業者課

http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/11-24-0-0-0_14.html

●豊中市 健康福祉部 福祉指導監査課（指導・監査）／高齢施策課（指定申請・苦情等）

<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/kakubu/kenkofukushi/fukushishidou.html>（指導・監査）

<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/kakubu/kenkofukushi/koureisesaku.html>（指定申請・苦情等）

●南河内 広域事務室 広域福祉課

（富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村）

<http://www.kouiki321.jp/>

●高槻市 健康福祉部 福祉指導課

<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/kenkouf/fukushis/gyomuannai/kaigo/index.html>

●池田市 福祉部 広域福祉課、箕面市 健康福祉部 広域福祉課、豊能町 生活福祉部 広域福祉課、
能勢町 健康福祉部 広域福祉課

<http://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/index.html>

●茨木市 健康福祉部 福祉指導監査課

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kenkof/shidokansaka/index.html>

●柏原市 健康福祉部 福祉指導監査課

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/soshiki/fukushishido/>

●吹田市 福祉部 福祉指導監査室

<http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/fukushido.html>

●八尾市 地域福祉部 福祉指導監査課

http://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/5-16-0-0-0_10.html

●岸和田市 福祉部 広域事業者指導課、泉大津市 健康福祉部 広域事業者指導課、貝塚市 福祉部 広域事業者指導課、和泉市 生きがい健康部 広域事業者指導課、高石市 保健福祉部 広域事業者指導課、忠岡町 健康福祉部 広域事業者指導課

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/kouiki/>

●枚方市 福祉部 福祉指導監査課

http://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/20-2-0-0-0_10.html

●松原市 福祉部 福祉指導課

<http://www.city.matsubara.osaka.jp/index.cfm/7,0,60,439.html>

●泉佐野市 健康福祉部 広域福祉課、泉南市 健康福祉部 広域福祉課、阪南市 健康部 広域福祉課、
熊取町 健康福祉部 広域福祉課、田尻町 民生部 広域福祉課、岬町 しあわせ創造部 広域福祉課

<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/kouiki/index.html>

●寝屋川市 福祉部 福祉総務課

http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/fukushi/fukushisomuka/index.html

●羽曳野市 総務部 行財政改革推進室 指導監査室

https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/soumu/soumu_shidoukansa/index.html

●藤井寺市 福祉部 高齢介護課

<http://www.city.fujiidera.lg.jp/soshiki/fukushi/koreikaigo/index.html>

●交野市 福祉部 福祉総務課

<http://www.city.katano.osaka.jp/soshiki/hukusisoumu/>

<http://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/koureikaigoka/index.html>

http://www.city.daito.lg.jp/kakukakaranoosirase/hokeniryo/koureikaigo/koureiseisakuguru_pu/kourei_seisaku/index.html

http://www.shimamotocho.jp/gyousei/kakuka/kenkouhukusibu/hokennenkinka/kaigo_hoken/index.html

<http://www.kusunoki-rengo.jp/>

【関係ホームページ】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/

The map illustrates the administrative divisions of Osaka Prefecture. The regions are labeled as follows:

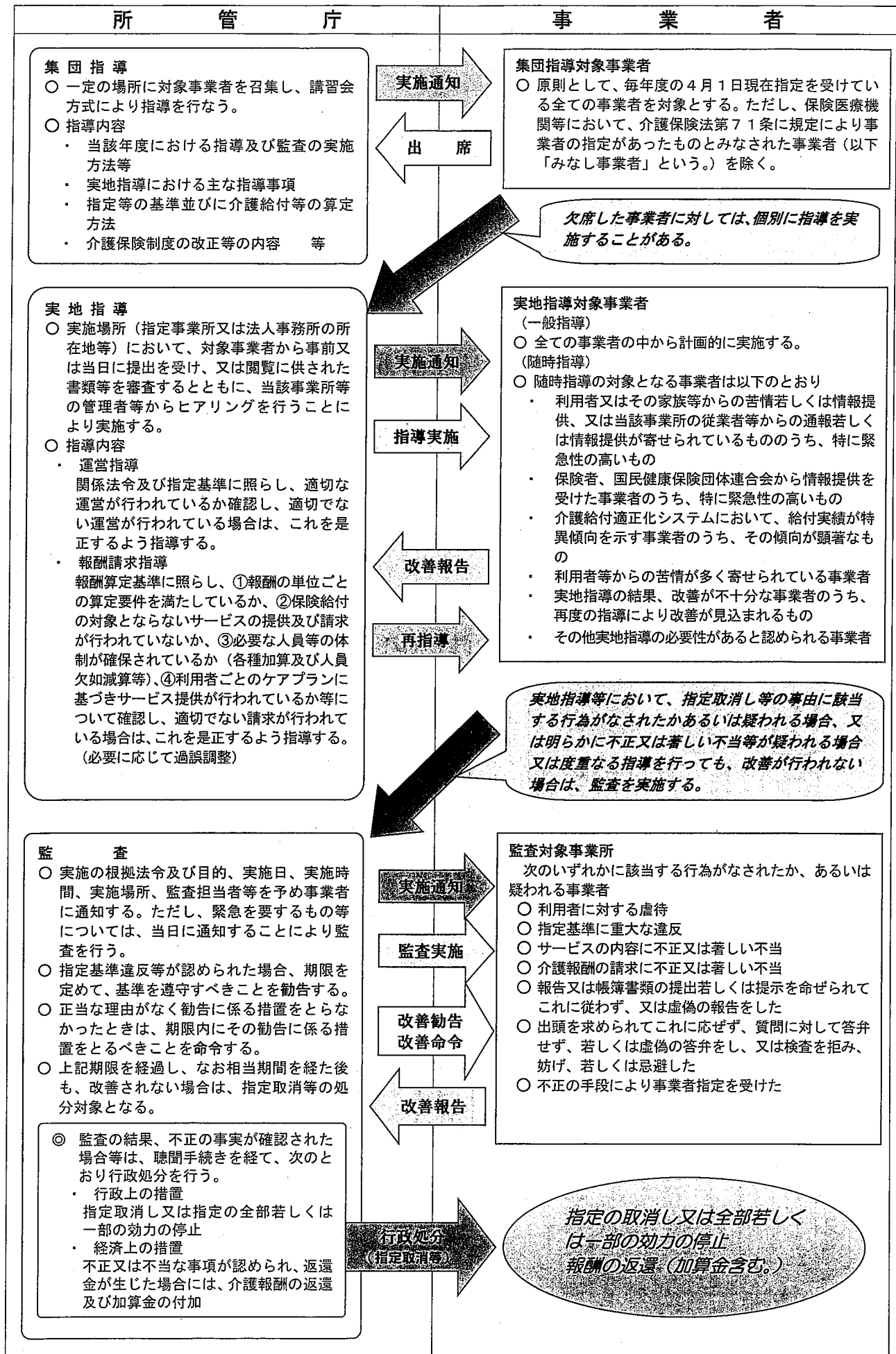
- 三島地域 (Sanikudo):** Located in the north, including cities like Toyonaka (豊中市), Suita (吹田市), and Higashinari (高槻市).
- 豊能地域 (Abeno):** Located in the northwest, including cities like Toyonaka (豊中市), Suita (吹田市), and Higashinari (高槻市).
- 北河内地域 (Higashinari):** Located in the northeast, including cities like Higashinari (高槻市), Toyonaka (豊中市), and Suita (吹田市).
- 南河内地域 (Nishinari):** Located in the southeast, including cities like Higashinari (高槻市), Toyonaka (豊中市), and Suita (吹田市).
- 泉北地域 (Ibaraki):** Located in the central-north, including cities like Higashinari (高槻市), Toyonaka (豊中市), and Suita (吹田市).
- 泉南地域 (Ibaraki):** Located in the central-south, including cities like Higashinari (高槻市), Toyonaka (豊中市), and Suita (吹田市).
- 河内長野市 (Ibaraki):** Located in the south, including cities like Higashinari (高槻市), Toyonaka (豊中市), and Suita (吹田市).

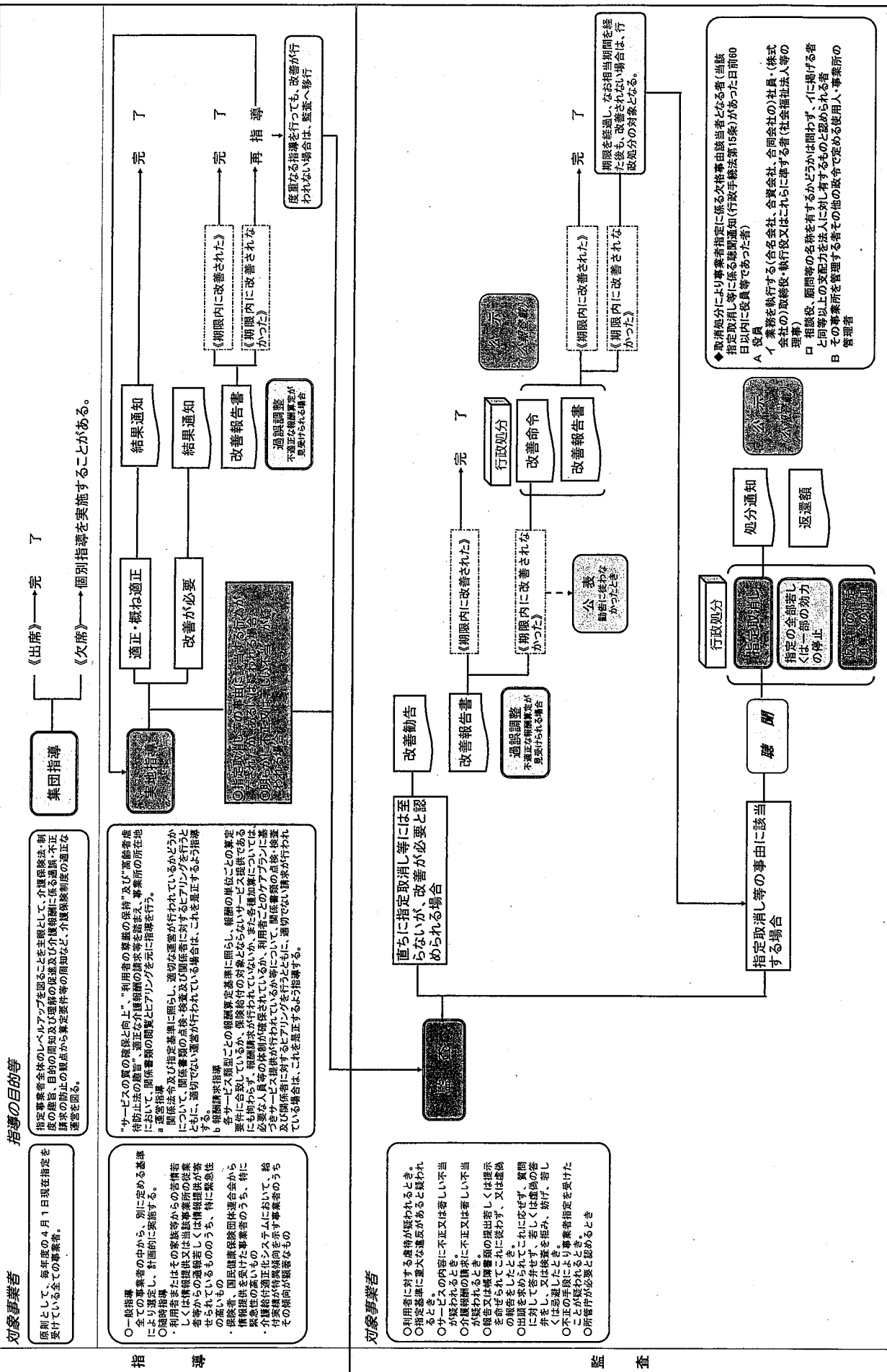
The map also shows the location of the Kansai International Airport (関西国際空港) and the city of Osaka (大阪市).

指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査

- ・ 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法 9
- ・ 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図 10
- ・ 指定居宅サービス事業者等の指定取消し等の規定（介護保険法） . . . 11
- ・ 平成 29 年度における事事業者指定の取消し及び効力停止事例 15
- ・ 業務管理体制の整備に関する届出について 20

指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法





指定居宅サービス事業者等の指定取消し等の規定【介護保険法】

● 指定居宅サービス事業者に係るもの

(※指定取消し等の事由について、指定居宅介護支援事業者は法第八十四条、指定介護予防サービス事業者は法第一百五十五条の九を参照)

条文(参照条文関連事項を太字で表記)	参 照 条 文 等
【指定の取消し等】 第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 一 指定居宅サービス事業者が、第七十条第二項第四号から第五号の二まで、第十号(第五号の三に該当する者のあるものを除く。)、第十一号(第五号の三に該当する者のあるものを除く。)、第十二号(第五号の三に該当する者を除く。))又は第十二号(第五号の三に該当する者であるときを除く。))のいずれかに該当するに至ったとき。 二 指定居宅サービス事業者が、第七十条第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 三 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなるとき。 四 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなるとき。	【指定居宅サービス事業者の指定：欠格事由】 第七十条第二項 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号(病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションに係る短期入所療養介護)に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。 二 当該申請に係る事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。 三 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 五の二 申請者が労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 五の三 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第九十四条第三項第五号の三、第九十五条の二第二項第五号の三、第九十五条の三及び第九十六条第二項第三号において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等)に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第九十四条第三項第五号の三、第九十五条の二第二項第五号の三及び第九十六条第二項第五号の三において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。 六 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。が、第七十七条第一項又は第一百五十五条の三十五条第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日(前六十日以内)に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三十三条第二項において同じ。))又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であつ

五 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

六 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

七 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を受けたとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等の一に指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

た者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする場合を除く。

六の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。))の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。))が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする場合を除く。

七 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいづ。)までの間に、第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 第七号に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十三 指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

あるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき

十 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十の二 申請者が(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

【指定居宅サービス事業者の指定】

第七十条第八項 都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービスにつき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するため必要と認める条件を付することができる。

【指定居宅サービス事業者の義務】

第七十四条第六項 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

【法七十七条第一項十号により政令で定めるもの】

介護保険法施行令第三十五条の四 法七十七条第一項第十号、(略)の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 児童福祉法
- 三 栄養士法
- 四 医師法
- 五 歯科医師法
- 六 保健師助産師看護師法
- 七 歯科衛生士法
- 八 医療法
- 九 身体障害者福祉法
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 十一 社会福祉法
- 十二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)

- 十三 薬事法
- 十四 薬剤師法
- 十五 老人福祉法
- 十六 理学療法士及び作業療法士法
- 十七 高齢者の医療の確保に関する法律
- 十八 社会福祉士及び介護福祉士法
- 十九 義肢装具士法
- 二十 精神保健福祉士法
- 二十一 言語聴覚士法
- 二十二 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)
- 二十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 二十四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

文 条

第百十五條の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関し、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防防犯事業業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防防犯事業業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

都道府県果事とは、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること
が適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

平成29年度における事業者指定の取消し及び効力停止事例（大阪府域内）

市・広域名	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消・効力停止の事由	効力停止条項	経済上の措置
大阪府	指定の取消 (H29.11.17)	訪問介護 (予防含む)	新規指定申請時からサービス提供責任者として常勤専従で勤務することが不可能であることをわかっていながら、あたかも勤務する予定であるかのように装い、虚偽の人員体制書類を作成し不正により指定を受けた	法第77条第1項第9号	不正請求に係る返還額 129,698円
大阪府	指定の取消 (H30.1.30)	居宅介護支援	利用者11名に対し、サービス担当者会議、モニタリング、アセスメントの未実施及び記録がなく、運営基準減算に該当することを指導されていたが、改善しなかった。 利用者11名に対し、サービス担当者会議、モニタリング、アセスメントの未実施及び記録がなく、運営基準減算に該当することを指導され、減算をしなければならぬことを知りながら減算を行わず居宅介護支援費を収得していた。 実地指導の改善報告について、報告の義務を知らずに報告をせずに3ヶ月以上放置していた。	法第84条第1項第3号、第6号及び第7号	不正請求に係る返還額 1,780,611円
大阪府	指定の取消 (H30.1.30)	訪問介護 (予防含む)	実地指導において、改善が必要であることを知りながら改善せずに、利用者15名について、居宅サービス計画に基づかないサービス提供を行い、不正に介護報酬を算定していた。 実地指導において、改善が必要であることを知りながら改善せずに、利用者1名について、2時間未満の間隔でサービス提供をしたにもかかわらず、所要時間の合算を行わずに、不正に介護報酬を算定していた。 利用者18名について、サービス提供実績の記録がないにもかかわらず、不正に介護報酬を算定していた。 実地指導の改善報告について、報告の義務を知らずに報告をせずに3ヶ月以上放置していた。 監査に出頭を求めても従わなかった。	法第77条第1項第6号、第7号及び第8号	不正請求に係る返還額 5,969,238円
北泉州広域	指定の取消 (H29.10.31)	訪問介護 (予防含む)	サービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。 サービス提供時間を水増ししたサービス提供記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。 明らかに勤務できない訪問介護員2名の名義を使用して虚偽の申請書類を提出し指定を受けた。	法第77条第1項第6号及び第9号 法第115条の9第1項第8号	不正請求に係る返還額 1,014,166円

北泉州広域	指定の取消 (H29. 10. 31)	居宅介護支援	法人代表者兼管理者が介護支援専門員の立場を利用して、不正にあたる訪問介護の介護給付費の支払いがされるよう、給付管理票の虚偽作成を行い、大阪府国民健康保険団体連合会に提出し、不正請求をほう助した。	法第 84 条第 1 項第 11 号	なし
寝屋川市	指定の取消 (H29. 3. 31)	訪問介護 (予防含む)	実際には行っていないサービスピ提供を行ったものとして、不正に介護給付費を請求し、受領した。 初回加算の要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算に係る介護給付費を請求し、受領した。 事業所と同一の建物に居住する利用者に対して、減算することなく介護給付費を請求し、受領した。 事業者指定時から平成 29 年 1 月までの間、管理者及びサービスピ提供責任者の配置について、また、事業者指定時から平成 24 年 8 月までの間、訪問介護員等の配置について、人員基準を満たしていなかった。 人員基準を満たさずに、指定居宅サービスピ事業者等としての指定を受けた。 事業所の従業員以外の者がサービスピ提供していた。	法第 77 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 9 号 法第 115 条の 9 第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 8 号	不正請求に係る返還額 5, 447, 151 円
寝屋川市	指定の取消 (H29. 8. 18)	訪問介護 (予防含む)	事業者指定時から、訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）を作成していなかった。 実際には、介護職員初任者研修課程を修了した者（以下「減算対象者」という。）がサービスピ提供責任者の業務を行うにもかかわらず、平成 25 年 4 月 1 日付けのサービスピ提供責任者の変更届について、虚偽の届出を行った上、平成 25 年 4 月以降のサービスピについて、減算対象者がサービスピ提供責任者に配置されている場合の減算をすることなく介護給付費を請求し、受領した。	法第 77 条第 1 項第 4 号、第 6 号及び第 10 号 法第 115 条の 9 第 1 項第 3 号、第 5 号、第 9 号	不正請求に係る返還額 4, 077, 256 円
寝屋川市	指定の効力の全部停止 3 か月 (H30. 1. 1～H30. 3. 31)	訪問介護 (予防含む)	平成 28 年 10 月から平成 29 年 4 月までの間、利用者 1 人に対して、実際には行っていないサービスピ提供を行ったものとする虚偽のサービスピ提供記録を作成した上、不正に介護給付費を請求し、受領した。 少なくとも平成 28 年 1 月から平成 28 年 12 月までの間、勤務実績等のない従業者が、あたかも事業所の訪問介護員として従事しているかのような虚偽の書類を作成した。 平成 27 年 2 月から平成 29 年 4 月までの間、訪問介護員の氏名を偽って記載した虚偽のサービスピ提供記録を作成した。	法第 77 条第 1 項第 6 号及び第 11 号 法第 115 条の 9 第 1 項第 10 号	不正請求に係る返還額 636, 661 円

吹田市	指定の取消 (H29.5.31)	訪問介護 (予防含 む)	訪問介護及び介護予防訪問介護の指定申請において、市外にある同法人が運営する別の事業の業務に従事する者を、指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に常時勤務し、専らその業務に従事する管理者兼サービス提供責任者に配置するものとして申請し、不正の手段により指定を受け た。 監査実施時に、平成28年11月30日まで管理者兼サービス提供責任者であった者が指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に出勤しているかのように、虚偽の出勤簿を作成し、これを提示した。また、従業員に支払われた給与の総額とは異なる金額が記載された給与台帳（給与支給・控除一覧表）を提示した。	法第77条第1項第7号及び第9号 第115条の9第1項第6号及び第8号	なし
吹田市	指定の取消 (H29.8.31)	訪問介護 (予防含 む) 第1号訪問 事業	訪問介護等の指定申請時に、管理者及びサービス提供責任者となる者が当該事業所において常勤として勤務することができないにもかかわらず、常勤の管理者及びサービス提供責任者であるとして記載した「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出し、不正の手段により指定を受けた。 平成28年11月1日から平成28年12月2日までの間、雇用契約を締結していない者を、サービス提供責任者として訪問介護員等の業務管理や訪問介護の業務を行わせていた。また、サービス提供責任者について、変更があったにもかかわらず、変更の届出を行わなかった。 利用者17名のうち16名については訪問介護計画等の作成等をしていないにもかかわらず、少なくとも平成28年11月分から平成29年1月分までの間、介護給付費を不正に請求した。 指定第1号訪問事業所（訪問型サービス事業所）と一体的にサービス提供を行うことができる指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所において上記のとおり不正が行われた。	法第77条第1項第6号、第9号及び第10号 第115条の9第1項第5号、第8号及び第9号 第115条の45の9第6号	不正請求に係る返還額 8,156,735円
東大阪市	指定の取消 (H29.12.31)	訪問介護 (予防・第 一号事業含 む)	複数回にわたり、実際には提供していないサービスについて、サービス提供記録等の書類を作成したうえ、その報酬を請求し、受領した。 利用者1名に対し、少なくとも6月間、つなぎ服を着用させることによる身体拘束を行っていた。また、別の利用者1名に対し、少なくとも2月間、ミトンを着用させることによる身体拘束を行っていた。	法第77条第1項第5号及び第6号、第115条の9第1項第9号並びに第115条の45の9第6号	不正請求に係る返還額 169,113円

東大阪市	指定の取消 (H30.1.1)	居宅介護支援	利用者の一部（7名）について、居宅サービス計画の作成、モニタリング記録の作成等の運営基準に定められたサービス提供を行っていなかった。運営基準減算として所定単位数を減算する必要があったにもかかわらず、減算せずに介護給付費を不正に請求し、受領した。 別の事業に従事しており、常勤で勤務できない者を常勤の管理者兼介護支援専門員として指定申請を行い、指定を受けた。	法第84条第1項第3号、第6号及び第9号	不正請求に係る返還額 2,032,487円
東大阪市	全部効力停止 6ヶ月 (H30.1.1～ 6.30)	地域密着型 通所介護 (予防・第一号事業含む)	別事業所の常勤の管理者兼介護支援専門員である者を常勤・専従の機能訓練指導員として指定申請を行い、指定を受けた。	法第78条の10 第11号及び第115条の9第1項第8号	なし
南泉州広域	指定の取消 (H29.10.19)	居宅介護支援	指定居宅サービス事業において身体介護を行う意思も能力もないことを知りながら、訪問介護費の不正請求について、それぞれ身体介護を提供する旨の実現不能な居宅サービス計画を作成し、かつ当該居宅介護サービス計画の提供が確保されるよう同指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を、殊更に行わず、以て、同指定居宅サービス事業者の不正請求を幫助した。 平成24年7月より平成29年7月までの間、利用者10名に対し、居宅介護支援費を不正に請求・受領した	法第84条第1項第3号、第6号、第7号及び第8号	不正請求に係る返還額 2,389,773円
南泉州広域	指定の取消 (H29.10.19)	訪問介護 (予防含む)	サービス提供の実態に即していない訪問介護計画、サービス提供記録を作成していた。 平成24年7月より平成29年7月までの間、サービス提供実績のない利用者10名に対し、訪問介護を提供していないにもかかわらず、これを提供したとして、介護報酬を不正に請求し、受領した。	法第77条第1項第4号、第6号、第7号及び第8号 法第115条の9第1項第3号、第5号、第6号及び第7号	不正請求に係る返還額 13,737,234円
八尾市	指定の取消 H29.5.2	介護予防通所介護	平成27年5月から平成27年10月までの期間において、事業所においてサービス提供を行っていない時間についてサービス提供記録等を改ざんし、不正に介護給付費を請求し、受領していた。	法第115条の9第1項第5号	不正請求に係る返還額 798,812円

柏原市	指定の取消 (H30.2.28)	通所介護 (介護予防 含む)、第1 号通所サ一 ビス	平成27年4月から平成29年8月までの間、生活相談員及び介護職員について、人員基準を満たして配置されていることが確認できなかった。 平成27年6月から平成28年6月までの間、看護職員がサ一ビス提供時間帯を通じて配置されていなかった。また、平成28年6月から平成29年1月までの間、看護職員のタイムカードの退勤時間が打刻されておらず、サ一ビス提供時間帯を通じて配置されていることが確認できなかった。 平成27年4月から平成29年8月までの間、災害その他やむを得ない事情がないにもかかわらず、利用定員を超過して利用者を受け入れていた日があった。 平成27年度及び平成28年度において、実際に勤務していない介護職員の賃金改善を行ったように偽装し、介護職員処遇改善加算Ⅰの加算総額を上回って賃金改善が行われておらず、当該加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、不正に請求した。 平成27年4月から平成29年7月までの間、実際には勤務していない従業者が勤務したように勤務表やタイムカードを偽造し、虚偽の答弁を行った。また、平成27年4月から平成29年8月までの間、業務日誌を利用定員が超過していないよう虚偽作成した。 第一号通所事業と一体的に運営する通所介護及び介護予防通所介護において上記の違反行為が行われていた。	法第77条第1項第3号、第4号、第6号、第7号及び第8号 法第115条の9第1項第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号 法第115条の45の9第1項第7号	不正請求に係る返還額 4,731,617円
------------	-----------------------------	---	---	---	----------------------------------

(参考)関係法令

介護保険法

第115条の32

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、……(以下「介護サービス事業者」という。)は、第74条第6項、第78条の4第8項、……に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令に定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

第74条第6項

指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

介護保険法施行規則

第140条の39

法第115条の32第1項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

① 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が1以上20未満の事業者

法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。

② 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が20以上100未満の事業者

法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

③ 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数100以上の事業者

法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

14

業務管理体制の整備に関する届出

対象の事業者	届出する事項
全ての事業者	事業者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
全ての事業者	法令遵守責任者の氏名及び生年月日
指定・許可の事業所・施設数が20以上の事業者	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
指定・許可の事業所・施設数が100以上の事業者	業務が法令に適合することを確保するための業務執行の状況の監査の方法の概要

届出

【届出先区分】

【届出先】

事業所等が3以上の地方厚生局の区域に所在する事業者

〔厚生労働省
老健局〕

事業所等が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の区域に所在する事業者

〔主たる事務所の所在する都道府県〕

すべての事業所等が同一都道府県内に所在する事業者

〔都道府県〕

すべての事業所等が同一指定都市内に所在する事業者

〔指定都市〕

地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、事業所等が同一市町村内に所在する事業者

〔市町村〕

15